

定期検査中の福島第二原子力発電所4号機における 非常用ガス処理系の測定に係る不適合について

平成18年11月15日
東京電力株式会社

当社・福島第二原子力発電所4号機（沸騰水型、定格出力110万キロワット）は、平成18年9月21日より第14回定期検査を実施しておりますが、本日実施した非常用ガス処理系*1の放射性気体廃棄物の定例分析において、測定に必要なサンプリングができていないことが、午後0時頃判明いたしました。

非常用ガス処理系の運転時には、保安規定第89条（放射性気体廃棄物の管理）において、希ガス、よう素および粒子状の放射性物質濃度の測定を行うこととなっておりましたが、当該系統のサンプリング装置改造工事のために、サンプリング用のフィルタを系統から切り離していたため、一時的*2によう素および粒子状の放射性物質濃度の測定を行うことができませんでした。

このため、本事象については、保安規定に抵触するものと考えており、今後、原因について詳細な調査を行います。

なお、モニタリングポストの指示に有意な変動が見られないことから、本事象による外部への放射能の影響はありません。

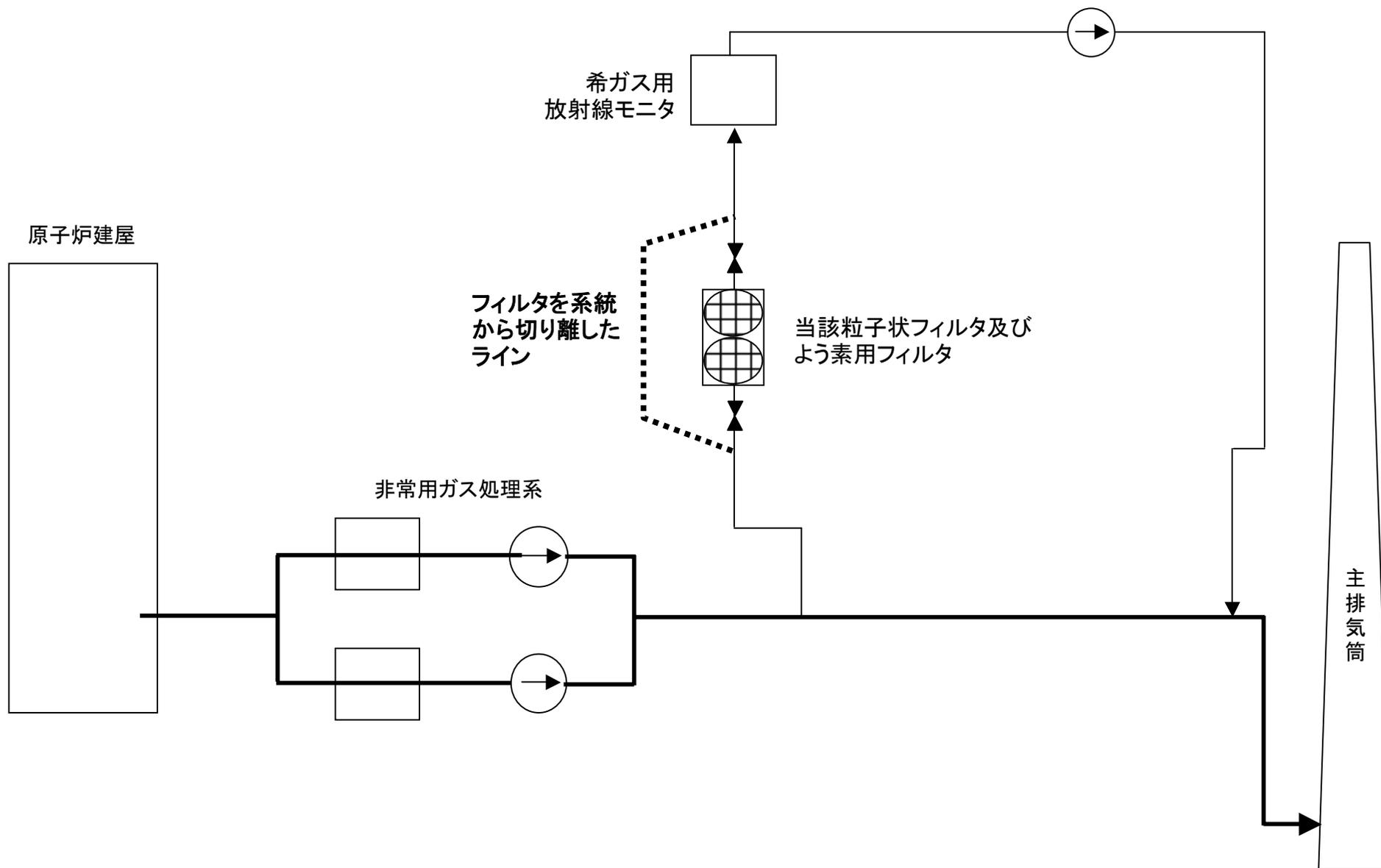
以 上

*1：非常用ガス処理系

原子炉冷却材喪失事故時等に、原子炉建屋に漏出してくる放射性物質が、非常用ガス処理系の高性能フィルタを介することにより建屋から直接大気へ放出されることを防ぐための系統。

*2：一時的

平成18年11月11日と12日に、合わせて約7時間、よう素および粒子状の放射性物質濃度の未測定の期間があった。



4号機 非常用ガス処理系 系統概略図